解散公告

当社は、平成二十五年一月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

大阪市阿倍野区王子町四丁目三番三〇号

有限会社キシモト

清算人　岸本　繁富

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

広島県尾道市山波町二〇六六番地二

株式会社マツオカ

代表清算人　山田　明男

解散公告

当社は、平成二十四年十一月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

広島県尾道市瀬戸田町中野四〇八番地五九

株式会社大信

代表清算人　折笠　廣司

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

愛媛県新居浜市下泉町二丁目二番三五号

有限会社渡辺工事

清算人　渡邉　正

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

福岡市中央区那の津四丁目一〇番八号

株式会社ワイ・シー・エス

代表清算人　横尾　裕司

解散公告

当社は、平成二十四年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

宮崎県宮崎市平和が丘西町一〇番地二

株式会社上田建築事務所

代表清算人　上田　博

解散公告

当社は、平成二十四年十一月一日開催の株主総会の決議により平成二十四年十二月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

宮崎県小林市細野五七四〇番地一三一〇

株式会社北きりしまリゾート牧場

代表清算人　西川　和孝

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

鹿児島県枕崎市港町一五六番地

丸新商事有限会社

清算人　上野　新作

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年十一月二十八日開催の評議員会の決議により、平成二十四年十二月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

長野県下高井郡山ノ内町大字佐野一〇六九番地

財団法人笠峯会

清算人　山本　勝美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

大阪市北区池田町一四番一六号

財団法人輝煌会

清算人　菊地　明澄

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十四年二月二十四日付長崎県知事からの命令を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

長崎県雲仙市小浜町北本町一四番地

清算法人別所ダム土地改良区

代表清算人　馬場　健二

解散公告（第二回）

当認可地縁団体は、平成二十二年一月十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当認可地縁団体に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

愛知県岡崎市明大寺町字沖折戸七番地一

認可地縁団体南明大寺一区町内会

清算人　渡會　俊建

解散公告（第二回）

当法人は平成二十五年一月十二日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

香川県高松市番町一丁目一〇番三五号

財団法人香川県ボランティア基金

清算人　山花　隆司

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十四年九月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

宮崎県延岡市北川町川内名四三五一番地

多良田土地改良区

清算人代表　治久丸　弘

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年一月一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

秋田県横手市旭川一丁目三番四一号

財団法人横手市みどり公社

代表清算人　五十嵐忠悦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月三十一日をもって定款に定める存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月二十四日

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目一番一号

財団法人茅ヶ崎市学校建設公社

代表清算人　水島　修一